国会事項

衆議院

議案受領
四月十六日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案

会議
四月十七日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

議案受領（予備審査）
四月十六日衆議院から次の議案が送付された。
行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（中野寛成外十六名提出）（衆第七号）

議案付託
四月十六日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（衆第六号）　総務委員会に付託
また、同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。
消防法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）　総務委員会に付託
中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五一号）　経済産業委員会に付託
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）　環境委員会に付託

議案送付
四月十六日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案

議案送付（予備審査）
四月十六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案（桜内文城発議）

決議送付
四月十六日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。
北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

質問主意書転送
四月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。
未来を切り拓く六次産業創出総合対策事業の六次産業化プランナーに関する質問主意書（青木一彦提出）（第八〇号）
北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応措置に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第八一号）
「イセファーム」による家畜防疫互助基金造成等支援事業不正受給に関する質問主意書（紙智子提出）（第八二号）
放射性物質による汚染瓦礫の焼却処理等に関する質問主意書（川田龍平提出）（第八三号）

人事異動

内閣

（財務省大臣官房参事官）財務事務官　後藤　真一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室長（併）都市局都市再生推進室次長）国土交通技官　佐藤　哲也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房地域活性化統合事務局参事官を命ずる（以上四月一日）
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　阿部　聡
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を命ずる（四月九日）
（金融庁総務企画局参事官（併）総務企画局郵便貯金・保険監督総括参事官）内閣府事務官　佐藤　宣之
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する
内閣官房国家戦略室室員を命ずる（四月十三日）
○外務大臣臨時代理解職　国務大臣　藤村　修
外務大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○農林水産大臣臨時代理　同　前田　武志
農林水産大臣鹿野道彦海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上四月十四日）
○農林水産大臣臨時代理解職　国務大臣　前田　武志
農林水産大臣鹿野道彦帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（四月十五日）　国務大臣　中川　正春
公務員制度改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる　同　岡田　克也
公務員制度改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当を解く　国土交通大臣秘書官　三好　琢
願に依り本官を免ずる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　由木　文彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房行政改革推進室参事官を命ずる
（国土交通省港湾局海岸・防災課長）国土交通技官　丸山　隆英
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる
（国土交通省港湾局総務課長）国土交通事務官　米田　浩
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる（以上四月十六日）

総務省

（四国総合通信局長）総務事務官　関　啓一郎
情報通信国際戦略局付に配置換する
（電気通信紛争処理委員会事務局紛争処理調査官）同　鈴木　一広
電気通信紛争処理委員会事務局参事官に昇任させる
（電気通信紛争処理委員会事務局参事官）同　副島　一則
四国総合通信局長に昇任させる（以上三月十六日）
（大臣官房参事官併任内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））命内閣官房行政改革推進室参事官併任国家公務員制度改革推進本部事務局員併任内閣総務官室併任内閣府大臣官房参事官）総務事務官併任内閣府大臣官房付併任内閣府事務官　谷家　茂
大臣官房付に配置換する
（大臣官房付併任内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））命内閣官房行政改革推進室参事官併任国家公務員制度改革推進本部事務局員併任内閣総務官室併任内閣府大臣官房参事官）同　谷家　茂
平成二十四年八月三十一日まで勤務延長する
（大臣官房付）総務事務官　平口愛一郎
辞職を承認する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　高橋　誠記
大臣官房付に転任させる
（大臣官房付）総務事務官　高橋　誠記
（東北管区行政評価局長）同　佐々木　淳
辞職を承認する（各通）
（京都府文化環境部理事）京都府職員　田中　健
大臣官房付に採用する